

無料訪問歯科健診事業に対するケアマネジャーの方へのご協力お願い

公益社団法人神戸市歯科医師会

神戸市歯科医師会では令和2年2月から在宅要介護者を対象に無料訪問歯科健診を実施いたしました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の蔓延により、事業を中止せざるを得ない状況となりました。その間、高齢者の歯科受診控えにより、様々なトラブルがあったことと思います。そこで、下記のとおり無料訪問歯科健診を再開させてまいりたいと考えております。つきましてはケアマネジャーの方へ本事業の実施に当たり、必要に応じて下記の項目についてご協力くださいますようお願いいたします。

神戸市歯科医師会無料訪問歯科健診事業の概要

対象者

- ① 在宅で要介護3・4・5と認定されている方
- ② 要支援1・2、要介護1・2の方のうち、内科等の訪問診療をうけている方
- ③ 1人で通院できない、神戸市民の方

以上の方で、現在、医療や介護保険で歯科治療、管理を受けていない方

実施期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日 先着100名限定

訪問歯科健診の主な流れ

- ① 受診を希望される方は、健診申込書に記載の上、神戸市歯科医師会歯科保健推進室にFAX連絡してください。
- ② 後日、神戸市歯科医師会の担当歯科医師より訪問日程の確認のための連絡が入ります。
- ③ 本人の自宅において、歯科医師が歯科健診と歯科保健指導を行います。
- ④ 歯科医師から本人・家族・ケアマネジャー等に、健診結果の説明と歯科保健指導に係るアドバイスを行います。
- ⑤ 歯科健診の結果、治療や介護保険の歯科に関する管理（居宅療養管理指導等）が必要な場合は、歯科医師・ケアマネジャーと相談してください。

ケアマネジャーの方へのお願い

- ① 対象者への事業内容の周知
担当する要介護者のうち、歯科健診を受けた方がよいと思われる方への事業案内をお願いします。
- ② 代理申請
本人・家族の希望を確認し、必要であれば訪問歯科健診の代理申請をお願いします。
- ③ 連絡調整
担当する歯科医師から、本人・家族に代わり、訪問日時の調整のための連絡があった場合はご対応をお願いします。
- ④ 訪問歯科健診時の立会い
場合によっては立会いをお願いすることがありますのでご対応をお願いします。
- ⑤ 訪問歯科健診後の支援
歯科健診の結果から歯科治療が必要となった場合は、連絡調整や立会い等の支援をお願いします。

本事業に関する問い合わせ先

公益社団法人 神戸市歯科医師会 歯科保健推進室
〒650-0021 神戸市中央区三宮町2丁目11-1-514
TEL (078) 391-8020 FAX (078) 391-6480